

1. 件名：「東通原子力発電所の地震等に係る新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（93）」

2. 日時：令和5年12月7日（木） 13時30分～14時45分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門

岩田安全管理調査官、三井安全管理調査官、佐藤主任

安全審査官、藤川安全審査官、松末技術参与

東北電力株式会社 土木建築部 部部長 他9名

5. 要旨

(1) 東北電力（株）から、主に第1057回審査会合（令和4年7月1日開催）におけるコメント回答について、提出資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は、以下について事実確認を行い、資料を適正化するよう求めた。

- ・ 不確かさケースにおいて想定する地震規模(M7.5)の根拠としている低速度層の拡がりについて、説明を補足すること。
- ・ 3.16地震の0.5秒付近のNS方向とEW方向の特徴が異なることの説明について、地震テクトニクス的な特徴に係る記載（放射特性のくずれ等）が結論との関連が不明確なので、記載の要否を検討するとともに、もし説明するのであれば関連性が明確になるよう説明すること。
- ・ 検討用地震（敷地下方DC型地震）に係るSMGAの個数について、1個から2個に増やしたことの理由を説明すること。
- ・ 前回提示した応答スペクトル(M7.3)と今回提示した応答スペクトル(M7.4)の基本ケースにおける比較について、概ね今回のケースが大きくなっているものの一部の周期帯で異なった結果になっている部分があるので、その要因について考察しておくこと。
- ・ 基本ケースの短周期レベルの設定について、3.16地震の短周期レベルが標準レシピの1.3倍相当だったにもかかわらず、レシピの値を(1.0倍)としていることについて、これまでの経緯を含めその理由を説明すること。

(3) 東北電力（株）から、了解した旨の回答があった。

6. 提出資料

- ・ 東通原子力発電所 基準地震動の策定のうち海洋プレート内地震の地震動評価について（コメント回答）
- ・ 東通原子力発電所 基準地震動の策定のうち海洋プレート内地震の地震動評価について（コメント回答）（補足説明資料）
- ・ 東通原子力発電所 1号炉コメントリスト（地震・津波関係）
- ・ 東通原子力発電所 基準地震動、基準津波、火山の検討状況及び今後の工程について